

国立大学法人和歌山大学防火・防災管理委員会規程

制 定 令和 元年 8月28日

法人和歌山大学規程第2178号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第12条第1項の規定に基づき、防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、国立大学法人和歌山大学防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、組織規則第12条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防火・防災施設、避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること
- (2) 地震災害対策本部・自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること
- (3) 防火・防災訓練に関すること
- (4) 教職員等の教育・訓練に関すること
- (5) その他防火・防災管理上必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
- (2) 学部長または学部長を代理する者
- (3) キャンパスライフ・健康支援センター長
- (4) 災害科学・レジリエンス共創センター長
- (5) 事務局長
- (6) 総務課長
- (7) 財務課長
- (8) 施設整備課長
- (9) 研究・社会連携課長
- (10) 学務課長
- (11) 学生支援課長
- (12) 学術情報課長
- (13) 委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは委員会の議長となる。

(開催)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開催することができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

防火・防災管理委員会規程

るところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、施設整備課において処理する。

附 則

この規程は、令和元年8月28日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2269号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2531号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。